

視点

「抑うつ状態」診断書の読み方①

— みんなが知らない診断書の事実 —

社員から「抑うつ状態 1カ月の安静加療を要す」と書かれた診断書を提出され、困惑した人事担当者は多いだろう。「業務上のストレスにより」などと、抑うつ状態の原因が業務上の過失であるかのように書かれているとすればなおさらである。今は、「ストレス性疾患は会社の責任」といわれる時代である。主治医の意見どおり、その「抑うつ状態」が業務上の過失であるとすれば、それは労働災害であり、民事裁判に進展する可能性すらはらんでいる。私は精神科医として、主治医側から、また企業側から、このようなケースをたくさん経験してきた。



佐野 秀典
さの・ひでのり

●株式会社 MD. ネット代表取締役社長
MD. ネットクリニック赤坂院長
浜松医科大学卒業、同大学院修了。トロン大学医学部を経て、浜松医科大学文部教官に就任。精神保健指定医、精神科専門医。現在は早稲田大学理工学術院講師、多くの大手企業、外資系企業の顧問医を務めるとともに、企業のメンタルヘルス体制構築のコンサルティングを行っている。また、海外駐在員のメンタルヘルスケアの分野では第一人者でもある。

は、病状の程度や予後を推測することはできない。

●安静加療の期間

安静加療に必要な期間は、どうやって決まるのだろうか。

「抑うつ状態」は多くの疾患の総体的状態像であり、改善し復職する時期は原因疾患によって大きく異なる。臨床場面では、療養期間は病状、就業規則、有給無給の別、環境的な制限などを考慮して患者と話し合っで決めるが、休養期間は、1週間、2週間、1カ月、3カ月ということが多く。なぜ2カ月や100日間ではないのか。そこに大した理由はない。「それでは、とりあえず1カ月ということにしましょう」となることが

多いのである。

●診断書発行は治療のプロセス

精神科治療は、患者と精神科医の信頼関係づくりから始まる。医師としての治療の目的はあくまでも病状の改善にある。患者に共感しながら、「アドヒアランス（患者側からの積極的取り組み）」を高めてはならない。患者にとって不本意なことを指示することもあり、そこにはある種の駆引きも必要となる。また、「うつ病」や「統合失調症」であれば、その疾病の特質上病識が欠如していることが多く、また、弱いと思われるにばかりに、病状を否認する患者も多い。

そのような状況で、医師は診断書を患者の目の前で書く。それゆえその診断書に真実を書けないことがあるのである。診断書上の診断名や休養期間は、患者の病状否認を解き、病識を獲得させ、定期的に通院させてドラッグコンプライアンス（服薬を遵守させること）を高めて、アドヒアランスを高めて、最短距離で「治療」や「寛解（一時的あるいは継続的に症状が軽減した状態）」に持っていくための治療プロセスの1つなのである。真の病名の告知に数カ月を要する場合もある。企業の担当者には、そのような治療の実態も知っておいてほしい。診断書は、治療プロセスの一環なのである。

●「抑うつ状態」という診断書

まず初めに、「抑うつ状態」はあくまでも「状態」であって「病名」ではないという認識を持つべきである。「抑うつ状態」とは、「うつ病」を始めとする精神障害や身体障害、正常範囲の気分変動を含む、いわゆる「落ち込んで元気がない」状態のことを表しており、原因疾患は数百に及ぶ。「抑うつ状態」とは単に「メンタルヘルス不調」ということを示しているにすぎず、この診断書から

適年移行後の トラブル対応Q&A

適格退職年金

弁護士 浅井 隆

- ①企業年金の種類は／②適格退職年金の廃止に伴う企業年金制度の現状と方向性は
- ③自社年金や外部拠出年金の給付減額を巡るトラブルは／④最近の適年移行を巡るトラブルは
- ⑤適年の廃止と退職金制度の関係は／⑥適年移行に伴う不利益変更への対応は
- ⑦適年廃止・移行後のトラブルを回避するためのチェックポイントは

景気低迷に伴う 高年齢者の再雇用条件 引下げQ&A

高年齢者雇用

弁護士 鮎川 一信

- ①選別基準を厳しくしたいが／②労働条件を切り下げたいが
- ③成果主義を導入したいが／④健康診断で病気が見つかった場合は雇止めしたいが
- ⑤グループ内子会社に派遣・転籍したいが／⑥法改正に伴う就業規則の整備をしていないが

<新連載>実務に活かせる基礎用語

視点 「抑うつ状態」診断書の読み方①

労働法の歴史から「いま」を知る 第2回 労働契約法

うつ予防!職場で役立つ心理学の基礎知識

第6回 企業のメンタルヘルス対策

労政インフォメーション 今後の職場における安全衛生対策について<建議>(労働政策審議会)

情報ボックス 2010年 民間主要企業年末一時金妥結状況(厚生労働省)

2010年 春季生活闘争 年末一時金妥結結果<最終集計>(連合)

労働者派遣事業の2010年6月1日現在の状況<確報版>(厚生労働省)